

大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成29年10月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第44号

大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則（昭和62年大和市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「翌年度4月末日」を「末日（当該子どもが満1歳に達する日の属する年度の翌年度の4月中に当該保護者が育児休業前の職場に復帰する場合（以下「職場復帰をする場合」という。）においては、当該月の末日）」に改め、同条第3項第2号中「翌年度4月末日」を「末日（職場復帰をする場合においては、当該月の末日）」に改める。

附 則

この規則は、平成29年11月1日から施行する。